

日の研讀を待たん。

——大正丁巳正月十日記す。——

## 教機時國抄大綱

(承前)

泉 義 敬

本論

### (一) 本鈔の結構

本鈔は始めに教機時國教法流布の前後等の五義を知らしめ、而して此れを知る者を、日本國の國師とも成る可きと云ふ、蓋し法華經は三說超過諸經中王最爲第一ある事を知るを以の故なり。而して此等に迷へる光宅法雲道場惠觀等を擧て、天台大師と對し、他經の法華經に勝ると云ふ者は『舌爛口中』又は『可墮阿鼻地獄』等と云ふ。此れに反して、此の五義を辨へ能く法華經と餘經等の相異を辨ずる者を、弘教の正師とすと仰せらる、又本鈔は釋尊御一代所說の教法を權實に分て、權を捨て、實を説くべしと教へ、若し此れに不從時は

即ち、法華經には『一向說小乘不說法華經佛可墮慳貪』云云と説き、又涅槃經には『一向用小乘經云佛無常也人舌可爛口中』云云と説く事を明し又所被の機を擧て弘教者必ず機を知るべしと、而して謗法の者には一向に法華經を説くべし、然らば毒鼓の縁とやらんと、而して智者には、先づ小乘より權大乘を教へ、後に實大乘を教へ、愚者には先づ實大乘を教ふべし。

然れば、此處に信謗両機下種益を得る事を教ふ次に感應道交の時節を明すに、弘教上時に應ずるの教を説くべしと、即今末法は正しく法華弘通の時節なる事を明す。次ぎに佛教は必ず國に依りて弘まるべきを示して、國に小乘國大乘國等種々有る中、今日本國は一向大乘國あるを明す、次ぎに教法流布の前後を明して、即其國に於て先に弘まりたる教を知て後の教を弘むべし、所謂先きに小乘權大乘弘まりなば後に必ず實大乘を弘むべしと例せば、捨瓦礫可取金珠毫も捨金取不可取瓦礫と教へ給ふ、即ち迷謬五綱の邪師と共に日本國の衆

生は一切經の權實の教にまよひ結局は、謗法の者となりて阿鼻地獄に墮する者大地微塵よりも多きを示す、又 桓武天皇より己來四百廿七年は、一向法華經の機也。即ち傳教大師在世當時を指して正像稍々過ぎ已て、末法太有近云々 此文に依りて末法は法華經の機なり、例せば靈山八ヶ年を法華純圓の機と云ふが如し、此れ、是等を機を知る者と云ひ、而るに日本國の三分之一は、日本國は一向に稱名念佛の機なりと云ふ、是舍利弗の機にまよへるが如しと判じ、又此國は如來滅後二千五百十余年當に法華弘通の時なるに、國中の人は法華を捨て念佛を取る、或は小乘戒律を教へて、叡山の僧を蔑り、或は教外を立て日本國の衆生に一向小乘戒律を授け、念佛を行せしむるを判す、又 欽明天皇の御宇より、教大師を経て、始めて法華の實義顯はれてより、一同法華を信じたるに建仁元年より己來五十餘年大日佛陀禪宗を弘め法然隆寛淨土を興して實大乘を破す、されば宗祖は此れ等を指して、五綱不知迷惑の者と破し給ふ。

又法華勸持品の文に依て、末法正法弘通の導師には、必ず三類の強敵ある事を示し法華經法師安樂兩文及び涅槃經の文を引て、法華經の行者に不惜身命を覺悟せしめ、又章安大師の文を引て、三類の強敵を顯はさざれば法華經の行者に非ず、法華經弘通の師は、必ず三類の強敵を顯はすと説かれたり。

## (二)本抄所顯の教義

### 一、權實の大綱

佛五十年の所説の教を分別するに、前四十二年を未顯眞實、即ち佛の權法とし、後八ヶ年を己顯眞實とて、佛の眞實の法となす、横に教に約して藏通別圓の四教とし、前三教を權に後圓の一教を實とす、所説の經中小乘權大乘經を權と爲して、即佛機類を擇んで、隨他の權證を以て説き、大乘實教を實として、佛内証眞の之を以て純圓の機の爲めに、法を説かせ給ふ。之れ教に約するの權にして若し約宗せば、佛所説の小乘權經密教等之れを所依と爲すの宗は悉く權とす、又大乘顯教實教

此れを所依と爲すの宗は皆實なり、此れを縦に部に約する時は、佛五十年所説の法華己前四十二年は是又隨他の權詮なれば、權とし法華八年を實とす、即五時に分て華嚴阿舍方等般若法華涅槃として、前四味を權とし後一味を純圓一實とす、要の方便權經は爲實施權にして、爾前の權は法華に來て開會され、即ち開權顯實となり、佛の權實二智は一体とあり、即ち權は佛の外用にして、實は佛内證の一實あり、又權實に体内体外の權實あり、体内の權實は佛の内證、体外の權實は佛の外用となるなり、故に体内の權は体外の實となるあり、されば爾前所用の四教中藏通別は体外の權圓教は體內の權體外の實とあるなり。

二、所破の部面に於ける彼等主張の大意

日本國は正に法華弘通の時期あるに係はらず、南三北七中の光宅寺の法雲道場之惠觀等は、頓漸不定の三時教を立て、華嚴涅槃は法華に勝れたりと云ふ、即ち報恩抄に法雲法師が一切經の中に華嚴第一涅槃第二法華第三と立つ云々又清涼山の澄

觀、高野の弘法等は華嚴の五教十宗及び眞言十住心論を立て、華嚴大日經は、法華に勝れたりと云ふ、又嘉祥寺の吉藏、慈恩寺の窺基法師は般若深密の二教は法華に勝ると云ふ、此等の師は己が邪宗を以て、諸經中王第一の正法法華に對して、尙勝れたりと主張す。又當世の國中の人は法華經の機なるにも不係即ち惠心は往生要集を作て又永觀は十因と往生講を作り、法然は撰擇集を作りて、日本國は一向に稱名念佛の機也等と云ふ。又日本國は一向法華經廣宣流布の時節並びに一向法華經の國土なるに、却て小乘戒律を教へて法華を捨て稱名念佛を行せしむ、又正像過ぎ己て末法に入りぬれば、實大乘を教ゆ可きに、却て大日佛陀は禪宗を弘め、法然隆寛は淨土宗を興して實大乘を破す此れ悉く、彼等の主張とする所あり。

三、本抄所顯の判釋

聖祖は御一代を五綱を以て判釋されたり、先づ本抄所顯の教相判釋は一切經律論五千四十八卷五百八十秩を小乘大乘權教實教顯教密教に分ち此れ

從論師人師不出自佛說起れば、十方世界の一切衆生無人可用之と云ひ不用之の者を外道とす、其れ外道の如きは、唯現在一世を説て過去に及ばず尤も天竺の外道は人界の外に天界を明かし、現在の外に過去を説くと雖も、其の所説たる徹底せざれば此れを深遠なる我佛教に比して所詮爾余の外道と五十歩百歩の論に墮する也。されば聖賢等の名も佛陀の教へより此れを見れば、實に一毫未斷の凡夫也、然るに佛は三惑を斷じ分斷變易二種の生死を離れたる眞の聖者也。彼れは一往の理を説くと雖も究竟の深理に非ず、此れは絶待究竟の深理を説き衆生出離の要道を示すと又一代經を小乗と大乘とに分ち、阿含經等を小乗とす、而して華嚴方等般若法華を大乘とす、若し約宗せば俱舍成實律は小乘經にして、餘は皆大乘也。四教中には初一小乗後三大乗とする也。又權實に分て、四十余年未顯眞實を權とし、八ヶ年法華已顯眞實を實とす、即ち法華二華大事を説き、内証の法門を稱す故也。又四教中前三教を權とし、後一教を實とす

而して淺劣なる權大乘經等を捨てて、深勝なる實大乘に付くべしと仰せらる、又機を説くに機には有信、無信、有智、無智、善人、惡人、金師浣衣者の如き又尊鼻大機小機二乘菩薩機等あり、然るに今日本の衆生は、桓武帝已來四百余年にして一向に法華經の機也。されば妙一尼抄に曰く、天臺大師云く、後五百歲遠沾妙道傳教大師曰く、正像稍過已て末法太有近法華一乘の機今正是時と仰せらる、雖然其の大機の無きを見ては、爲めに小乗の法を説けと此れを知らずして、小を説かば即ち大縁を妨げんと、故に所説は小機大機謗法の者に係らず、末法には大乘を可説と小乗の者此れを解せずと雖も、毒鼓の縁と爲る也。又時を説くに如來滅後二千二百一十餘年此れ後五百方法華廣宣流布の時ありと、即ち時には正像末の三時ありて今は正しく、第三末法の時なりと、正像には流樹天臺傳教等出て、權大乘即ち法の華階梯を教ゆ、末法こそ本化別付囑の上行出でて、弘通すべき時節あり、宗祖は大集經の文を取て傳滅後二千五百

年間の第五の五百歳闘諍堅固の時に當て、佛法正に隱没せんとする時代あれば、機根劣等なるを見て應病與藥の法を以て、獨り滿法開顯の妙用を具へたる我が本門の大法を、弘通せしむべきなりと云ふ。次に國を説くに、宗祖已前諸國を見渡する一向小乘國一向大乘國等種々の國有り、今日本國の如き一向實大乘國には、須らく法華經を説くべきありと、然るに當時の者過て、小乘戒律等を教ふ、即ち寶器に穢食を入れたるが如し、と次に教法流布の前後を判釋するに、我國は已に權大乘の弘まりたる國なれば、前後を考ふるに正しく實大乘經の弘通さるべき國あり。即ち其所縁の國と所對の機と其の流布の時代等を勘ふる故也。上來宗祖は一書を通じて、五綱を以て判釋され間斷なく一切衆生を誡められたり。

四、本抄所顯の教理概要

本抄自から權實相對なる事は前述の如し、權實に体内体外の權實あり、天臺一家の權を破する意は、若破若立皆是法の意の格式を以て即ち体外の

權を破する時は、教に執する憂ひあり、故に爾前經を廢するの原を究め、体内の權に約する時は、爲實施權開權顯實の轍を以て爾前の教行人理を會して悉く一極に歸せしめんと稱し、然して更らに權實一也と雖も、權は權、實は自ら實なる事を明かして云ふに、夫れ体内權實の相即に約する時は尙ほ三界有漏の心等邪見の嚴王惡逆の調達をも、如來所歎の内体の方便とせり、さればとて強ち惡人に惡を勸むる義聊も無し、然りと雖も体内の權融通所を見て濫りに体内の權に執するに非ず、然るに今は体内躰外を能く了達する故に、躰内の權を別に謗し且つ破せず、故に宗祖は佛祖の定を守り、執權謗實の者を本抄に於て苛責す、されば隨て權實雜亂の迷を防ぐのみならず、佛法中怨の責めを免れたり。今惟ふに本抄は一に今經の實を以て、爾前の權を破すべきを示す、此れ執實謗權とは、花嚴、眞言宗等を指す此等爾前の經々を判じ又爾前經を依憑とする宗の誤を破す。

又本抄は宗祖天臺付順則ち佐前の法門あれば、

自然迹門を所依として、此れに對する權教を破するなり。所顯の如く、迹門の教に依て理具の實相を明す、此れ自然教理の二方面に分るるなり。迹化の理談は迹門の十如實相の文に依て、彼の三千の法相は、十界互具を以て其詮とするなれ共、其の十界互具は、必ず十如に依て起る故也。吾祖彼の理觀を示すに十如と共に欲令衆生開佛智見の文を擧げ給ふは、唯衆生心具の旨を顯はさんが爲也實相の理は已に十如に依て顯はると雖も、之れを唯佛陀智見の境に託するのみにして、衆生の解に約するに非らず、廣開に至り佛欲令衆生開佛智見と説くに及び、衆生始めて心具の旨を領する也。之れを以て實相を顯説する事は、十如の妙境に如くは無し、心具分明なる事は開佛智見の文に如くは無しと知るべきなり、次に理を云はゞ理具の三千則ち其の一念は、凡夫の根塵相對介爾生滅の一念を云ひ、實に事相微細也と雖も、理性に三千の諸法を具して缺減無し、而して宗祖は此の教理を以て般若涅槃の三時教花嚴の五教十宗眞言の十住

心論等を破するなり、殊に花嚴の別教一乘同教一乘等の立方を破する也。(以下次號)

### 論妙法五字與三大秘法關係

藤田光肇

天、總論

宗教とは宇宙の神秘を開出して、専ら人心の奥底を支配するものにして、眞に國家經倫の根本、世界文明の源泉とも稱すべきものは也。

而して諸宗教中三千有餘年昔、南方亞細亞中印度に降誕せられたる、大聖釋迦牟尼の開き給へる佛教は、内に八萬四千の法門を含し、外に衆生救濟の力を有する、最勝無二の宗教也。

一言に佛教と稱するも、教宗多種、所謂小大偏圓顯密權實本迹等の別ありと雖も、實に佛教の眞髓を説けるものは唯一乘のみありて、二も無く亦三も無き也。

五綱判教に依て、一代聖教の淺深を明め、滅後